

土砂災害対策計画

第1章 総 則

第1節 計画の方針

地震災害対策編第1章第1節「計画の方針」を参照のこと。

第2節 土砂災害対策の実施機関及び責務

機 関 名	各 機 関 の 責 務
千 歳 市	水防法第3条の規定に基づき、千歳市は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。
石 狩 振 興 局	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮する指導に努めること。 2 札幌管区気象台が、気象の状況により、土砂災害等のおそれがあると認め発表する通知を受けた場合、直ちに関係水防管理者等に、受けた内容を通知すること。
空 知 総 合 振 興 局 札 幌 建 設 管 理 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄する土石流危険渓流の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策及び災害復旧対策を行うこと。 2 急傾斜地崩壊対策工事及び維持、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。 3 北海道の所管する雨量水位観測所において、観測した雨量情報や災害情報等を必要に応じ水防管理者に通知すること。
札 幌 開 発 建 設 部	<ol style="list-style-type: none"> 1 管轄する土石流危険渓流の砂防工事、砂防施設の維持、災害応急対策を行うこと。 2 取得した雨量情報や災害情報等を必要に応じ水防管理者に通知すること。
居 住 者 等 の 義 務	法第24条の規定に基づき、千歳市の区域内に居住する者又は水防の現場にある者は、水防管理者又は消防機関の長から水防に従事することを要請されたときは、これに従う。

第3節 土砂災害の概況

地震災害対策編第1章第3節「千歳市の特性及び災害の概況」を参照のこと。

第2章 災害予防計画

第1節 土砂災害の予防

土砂災害は、土石流や急傾斜地崩壊又は地すべりなど土砂に起因する災害として、集中豪雨や局地的大雨、前線の停滞や台風による集中豪雨等により発生するケースが多いが、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に被災者の死傷率が高くなるなど、住民の生命や身体及び市民生活等に壊滅的な被害を与える。土砂災害のおそれがある箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、「土砂災害警戒区域等（警戒区域及び特別警戒区域）」の指定が北海道により行われている。

このことから、市は、北海道及び国からの情報提供を踏まえ、市域における土砂災害関係情報の一元的な把握と、土砂災害危険箇所等の住民への周知及び緊急時の避難体制の整備に努めるとともに、各種制度の活用による建築物の構造規制、住宅の移転促進等の予防対策を実施する。

第1 崖地等の整備

地震災害対策編第2章第1節「第3 公共施設等の災害対策」を参照のこと。

第2 土砂災害警戒区域等の周知

- 1 土砂災害防止法に基づき北海道が指定する土砂災害警戒区域等、また、市の定める指定緊急避難場所・指定避難所、防災施設等の防災情報について、市民への周知に努める。
- 2 土砂災害警戒区域等の指定結果等を参考に、土砂災害の危険性等に関する状況を把握し、市独自の土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害ハザードマップを作成し、関係地域の住民に周知する。

資料 編 : ○土砂災害警戒区域等
○土砂災害ハザードマップ

第3 災害応急対策用品の備蓄等

風水害等対策編風水害対策計画第2章第1節「第4 災害応急対策用品の備蓄等」を参照のこと。

第4 警戒避難体制の整備

- 1 土砂災害警戒区域等の周辺において、保全・管理に関する住民への指導を実施する。
- 2 必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行う。
- 3 札幌管区气象台と北海道が市町村単位で発表する土砂災害警戒情報等を参考として、土砂災害警戒区域等ごとの警戒・避難基準を策定し、周辺住民等への周知徹底を図る。
- 4 土砂災害警戒区域等の住民に対し、急傾斜地の危険確認3要素の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

急傾斜地の危険確認3要素	
1 危険な時期	長雨の時期、降雨等により地盤が緩んだ状態で、1時間に20mm以上・総雨量100mm以上の強い雨が降ったとき等
2 危険な場所	傾斜が30°以上、高さが5m以上、オーバーハング、表土が厚く軟弱、亀裂、湧水、浮石等
3 危険な前兆	湧水、みずみちの変化、湧水量の増加、濁水、転石、倒木、地鳴り等

- 5 土砂災害警戒区域等ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難、救助その他土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める。
- 6 土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地崩壊のおそれがある場合の避難地に関する事項等を記載した印刷物の作成及び住民への配布等により、円滑な警戒避難体制を構築するとともに、避難訓練等を行う。
- 7 土砂災害に係る避難情報の発令判断や発令及び伝達等については、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」を基準として行う。

参考資料（別冊） ○ 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第5 河川管理者の協力が必要な事項

風水害対策編水害対策計画第2章第1節「第6 河川管理者の協力が必要な事項」を参照のこと。

第2節 治山事業、砂防事業等の推進・協力

国又は北海道が実施若しくは施行の勧告を行う以下の土砂災害対策事業・工事について、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

- ア 急傾斜地崩壊防止工事
- イ 治山事業山腹工事
- ウ 保安林指定による立木の伐採等の規制
- エ 地すべり防止工事
- オ 砂防工事
- カ 立木の伐採、土石の採取等の工事制限

第3節 学校等の予防

第1 学校等の休校措置

風水害対策編水害対策計画第2章第3節「学校等の予防」に準ずる。

第2 要配慮者利用施設

1 要配慮者利用施設

土砂災害防止法第8条の規定に基づき、土砂災害警戒区域内の主として高齢者、障がい者、乳幼児、児童生徒、入院患者その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で、当該施設の利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の範囲は次のとおりとする。

なお、本計画で定める要配慮者利用施設の名称及び所在地については、資料編のとおりである。

高齢者関連施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、生活支援ハウス、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者共同住宅（グループハウス等）等
障がい者（児）関連施設	障害福祉サービス等事業所、地域活動支援センター、障害児通所支援等事業所（障害児入所施設）、日中一時支援事業所、視覚障害者情報提供施設等
児童関連施設	認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、私立認可外保育施設、事業所内保育施設、地域保育所等
学校関連施設	幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校等
医療関連施設	病院、有床診療所、助産所等
救護施設	救護施設

資料編：土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

2 避難確保計画の作成及び訓練の実施

土砂災害防止法第8条の2に基づき、上記で名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、利用者の土砂災害危険時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（避難確保計画）を作成し、市長に報告しなければならない。報告を受けた市長は、施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告を行うこととする。

また、施設の所有者又は管理者は計画に基づく避難訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告しなければならない。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策の基本方針

地震災害対策編第3章第1節「災害応急対策の基本方針」に準ずる。

第2節 災害対策本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第2節「災害対策本部」に準ずる。

第3節 災害警戒本部

風水害等対策編風水害対策計画第3章第3節「災害警戒本部」に準ずる。

第4節 気象情報の収集・伝達

第1 気象警報の種類

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第1 気象警報の種類」に準ずる。

第2 監視及び警戒

1 常時監視

水防管理者は、巡視責任者を定め担当水防区域内の土砂災害危険箇所等を巡視させるものとする。巡視責任者は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、必要な措置を求める。

地区別巡視責任者は、次のとおりである。

地区	土砂災害危険箇所	担当	巡視責任者	監視員の数
市街地等	真町、本町、大和、桂木 蘭越、新星、泉沢	建設対策部	道路管理課長	10人
東千歳	泉郷、幌加、協和	建設対策部	道路管理課長 (東部支所長)	(1)
支笏湖	支笏湖温泉、美笛、幌美内、 モラップ	建設対策部 市民環境対策部 消防対策部	道路管理課長 (支笏湖支所長) (支笏湖温泉出張所長)	(1) (7)

2 非常監視及び警戒

巡視責任者は、水防管理者が非常配備を指令したときは、担当する水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは、直ちに水防管理者に報告する。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は、次のとおりである。

- (1) 裏法で漏水又は飽水による亀裂及び崖崩れ
- (2) 表法で水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- (3) 溜池等については(1)から(2)のほか、次の事項について注意する。
 - ア 流域の山崩れの状態
 - イ 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れ

第3 気象予報等の伝達系統

風水害等対策編風水害対策計画第3章第4節「第3 気象予報等の伝達系統」に準ずる。

第5節 被害情報の収集・伝達

風水害等対策編風水害対策計画第3章第5節「被害情報の収集・伝達」に準ずる。

第6節 災害広報

風水害等対策編風水害対策計画第3章第6節「災害広報」に準ずる。

第7節 応援要請

風水害等対策編風水害対策計画第3章第7節「応援要請」に準ずる。

第8節 避難

第1 避難体制

風水害等対策編風水害対策計画第3章第8節「第1 避難体制」に準ずる。

第2 避難情報

風水害等により災害が発生した場合、あるいはそのおそれがある場合の避難は、原則として市民の自主的な行動とするが、土砂災害等により緊急避難の必要があると判断されるときは、防災関係機関等と調整のうえ、市長等は避難情報の発令を行い、市民等に避難を促す。

この際、避難が必要な状況が夜間・早朝となる情報が得られた場合には、避難行動がとりやすい時間帯における高齢者等避難等の発令に努めるものとする。

また、土砂災害については立退き避難を基本とするが、そのいとまがない場合については、近隣の堅牢な建物等、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋への退避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。

なお、高齢者等避難及び避難指示等の発令判断基準は、別に示す「避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）」による。

参考資料（別冊） ○ 避難情報の発令判断・伝達マニュアル（土砂災害編）

第3 避難情報の発令判断基準

避難情報の発令判断は、次の情報等をもとに防災関係機関等と調整の上、総合的に行う。

また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて气象台等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難情報の発令判断基準については資料編に掲載のとおりである。

種 別	参考とする情報
気象警報等発表の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害） ・大雨警戒（土砂災害）の危険度分布（警戒） ・土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（危険） ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（災害切迫） ・大雨特別警報（土砂災害）
土砂災害（特別）警戒区域の指定の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険箇所 ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
土砂災害の危険度	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害危険度情報 ・土砂災害危険度判定図（スネークライン） ・地質・植生の状況
前兆現象の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水、斜面の崩れ、クラック等の発生 ・落石、流木等の発生 ・地鳴り、山鳴り等の発生

警戒レベル
3～5相当情報

資料編：土砂災害危険区域等
○ 避難情報の発令判断基準

第9節 風水防活動

風水害等対策編風水害対策計画第3章第9節「風水防活動」に準ずる。

第10節 応急医療

風水害等対策編風水害対策計画第3章第10節「応急医療」に準ずる。

第11節 警戒区域の設定及び避難

風水害等対策編風水害対策計画第3章第11節「警戒区域の設定及び避難」に準ずる。

第12節 交通対策・緊急輸送

風水害等対策編風水害対策計画第3章第12節「交通対策・緊急輸送」に準ずる。

第13節 生活救援

風水害等対策編風水害対策計画第3章第13節「生活救援」に準ずる。

第14節 建物対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第14節「建物対策」に準ずる。

第15節 防疫・清掃・環境

風水害等対策編風水害対策計画第3章第15節「防疫・清掃・環境」に準ずる。

第16節 要配慮者の対応

風水害等対策編風水害対策計画第3章第16節「要配慮者の対応」に準ずる。

なお、防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地については、資料編に掲載のとおりである。

資料編：土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

第17節 防災ボランティア活動対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第17節「防災ボランティア活動対策」に準ずる。

第18節 応急教育対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第18節「応急教育対策」に準ずる。

第19節 農林漁業対策

風水害等対策編風水害対策計画第3章第19節「農林漁業対策」に準ずる。

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定への支援

風水害等対策編風水害対策計画第4章第1節「市民生活安定への支援」に準ずる。

第2節 災害復旧事業の推進

風水害等対策編風水害対策計画第4章第2節「災害復旧事業の推進」に準ずる。